

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019年（令和元年）10月24日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ大門口

所在地 福山市大門口二丁目10番6号

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 加栗 章男

(変更後) 代表取締役 平尾 健一

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 加栗 章男

(変更後) 代表取締役 平尾 健一

3 変更の年月日

2019年（令和元年）9月10日

4 変更する理由

代表者交代のため

5 届出年月日

2019年（令和元年）10月16日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2019年（令和元年）10月24日から2020年（令和2年）2月25日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2020年（令和2年）2月25日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課